

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月17日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

四日市市教委規則第7号

四日市市英語指導員任用規則の一部を改正する規則

四日市市英語指導員任用規則（令和2年四日市市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車等運転の制限)</p> <p>第27条 英語指導員は、<u>その勤務のために自動車等を運転してはならない。ただし、特別な事情がある場合においては、「許可申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して提出し、所属長がこれを「許可書」（第2号様式）で認めたときは、この限りでない。</u></p>	<p>(自動車等運転の制限)</p> <p>第27条 英語指導員は、<u>任用期間中いかなる場合も、運転免許証が必要な自動車等を運転してはならない。</u></p>

附則の次に次の2様式を加える。

許可申請書

年 月 日

(あて先)
指導課長

申請者 住所

氏名

印

(職員番号：

)

※本人自書の場合は押印不要

四日市市英語指導員任用規則第27条の自動車等の運転について、許可を受けるため、次のとおり申請します。

期間	～
区間	
理由	

〔添付書類〕

- 運転免許証の写し
- 車検証の写し
- 任意自動車保険の保険証書の写し

介護や育児等で利用する施設	住所	
	電話	
	施設名	

第2号様式（第27条関係）

許 可 書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

（職員番号： ）

次のとおり、自動車等の運転を許可します。

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
区 間	

四日市市教育委員会指導課

課長

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会指導課)